

大学評価研究委託事業 審査要項

I 本事業の趣旨

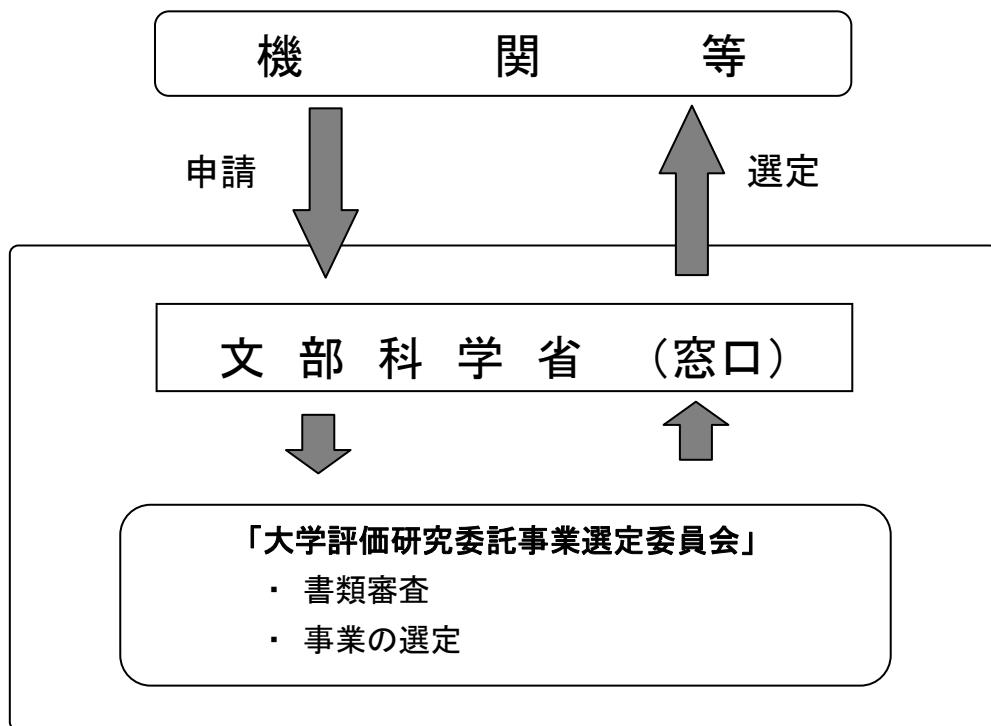
国際的な通用性、信頼性のある高等教育の質を確保するため、自己点検・評価、認証評価等の各般の制度は極めて重要な役割を担っている。

認証評価（機関別、専門職大学院専門分野別）については、それぞれ複数の評価機関の創意工夫による多元的な評価が行われ、自己点検・評価については、適正な評価項目等による評価が行われ、これらの評価結果等を、大学等自らが教育研究活動の質の維持・向上に資することが重要である。

このため、機関別評価、分野別等評価における具体的な評価基準・評価方法等に関する参考となる多元・多様な事例を集積・提供し、大学等が利活用することにより、自ら行う自己点検・評価の一層の充実を図るなど、大学評価の質の向上に結びつけることを目的としている。

II 本事業の審査

審査の客観性を担保するため、大学評価研究委託事業選定委員会は、書類審査を実施した上で合議審査により事業を選定する。



III 審査方針

事業の選定に当たっては、①事業内容、②事業の実施計画、③事業の有効性、④実施の評価体制、⑤委託期間終了後の方針について、本事業の目的に照らし、事業内容が適切であるかを判定し、その判定を踏まえ総合的に審査する。

IV その他

1 開示・非開示

(1) 大学評価研究委託事業選定委員会の審議内容の取扱い

大学評価研究委託事業選定委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とすることとする。

(2) 申請機関等の名称等

①申請機関名・事業名、②選定機関名・事業名は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

(3) 委員等氏名

大学評価研究委託事業選定委員会委員の氏名は、審査終了後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の書類審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が所属している機関等からの申請
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請